

こども・若者ケアラー相談・支援窓口の広報にかかる  
SNS等WEB広告の制作・運営業務

公募型プロポーザル実施要領

神戸市 福祉局政策課

## 1. 業務の概要

### (1) 委託業務名

こども・若者ケアラー相談・支援窓口の広報にかかるSNS等WEB広告の制作・運営業務

### (2) 業務の内容

別紙「こども・若者ケアラー相談・支援窓口の広報にかかるSNS等WEB広告の制作・運営業務 仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### (4) 契約上限額

上限額 3,025,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ただし、うち 1,485,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）は必ず広告配信費（広告運用手数料除く）として計上すること。

### (5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

### (7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 2. 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領等の交付開始：令和4年4月8日（金曜）

(2) 参加申請及び質問期限：令和4年4月20日（水曜）17時まで

(3) 質問への回答：令和4年4月25日（月曜）予定

(4) 企画提案書の提出期限：令和4年5月11日（水曜）17時まで

(5) 書類選考の上、企画提案会参加の可否を通知：令和4年5月16日（月曜）目途

※書類選考は、提案事業者が4者を超える場合に実施

(6) 企画提案会（プレゼン審査）：令和4年5月24日（火曜）予定

(7) 受託候補者の決定：令和4年5月27日（金曜）

(8) 契約締結：令和4年5月末

## 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- ③企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- ④業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

#### 4. 参加申請の手続き

##### (1) 各書類の配布場所

- ①交付開始日：令和4年4月8日（金曜）
- ②配布場所：神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載  
※郵送による交付は行わない。  
（ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、以下のお問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。）
- ③配布資料
  - ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）  
※令和3年度に実施した SNS 等 WEB 広告の実績は7ページ、現行のチラシ・ポスターデザインについては8～9ページ参照
  - イ) 業務仕様書
  - ウ) 参加申請書兼質問書
  - エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

##### (2) 参加申請及び質問書の提出

- ①提出期限：郵送により、令和4年4月20日（水曜）17時まで【必着】  
※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和4年4月25日（月曜）までにEメールにて回答を予定している。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。
- ②提出場所：神戸市福祉局政策課（神戸市役所1号館5階）
- ③提出書類
  - ア) 参加申請書兼質問書（様式1号）
  - イ) 会社概要・団体概要（様式任意）
  - ウ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
  - エ) 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
  - オ) 印鑑証明書【原本】
  - カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）※上記 ウ) エ) オ) は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの

※令和4・5年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、ウ)エ)オ)カ)の提出は省略可。

## 5. 企画提案の手続き

### (1) 提出期限

メールの送付等により、令和4年5月11日(水曜)17時まで【必着】

### (2) 提出場所

電子メールアドレス：[fukushikeiri@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fukushikeiri@office.city.kobe.lg.jp)

データをUSB等で持参する場合は、神戸市福祉局政策課(神戸市役所1号館5階)

### (3) 提出書類

次の①～③の書類及びデータ(PDF形式・MP4)をメール等にて提出すること。  
なお、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

① 見積書 (A4サイズ)

② 企画提案書 (〃)

③ その他補足資料 (〃)

### (4) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。(本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。)

#### ① 見積書

・業務内容に係る費用の内訳について、①広告配信費②広告運用手数料③デザイン制作料・事務手数料・その他かかる費用が明確にわかるよう記載すること。

#### ② 企画提案書

##### ア) 業務実施体制等

・本業務を実施するにあたっての人員等の体制を記載すること。

##### イ) デザイン案の提案

・子ども・若者ケアラーに対し、一人で抱え込まずに相談することを促すとともに、相談・支援窓口へと誘導するため、仕様書の4(1)に記載のとおり、WEB広告で使用するデザイン案を制作し、提案すること。

・仕様書の3に記載する5つの広告配信媒体毎に異なるデザインの使用も可能とする。ただし、デザインは統一感をもったものとする。

##### ウ) 配信媒体の特性分析

・「Google」「LINE」「TikTok」「Instagram」「Twitter」の5媒体それぞれの利用者層や特性を分析し、デザインの制作において、ターゲットへ効果的に広報・周知するために工夫した点を記載すること。

##### エ) 類似業務の受託実績

・類似した業務の実施期間や内容、成果などのPR実績を記載すること。

## 6. 選定方法・結果の通知・契約

### (1) ヒアリング

提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

## (2) 書類選考

- ・提案事業者が4者を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。
- ・書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位4者の事業者が企画提案会に参加できるものとする。
- ・選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。

## (3) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

- ①日時：令和4年5月24日（火曜）
- ②場所：神戸市役所内
- ③内容：企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

## (4) 企画提案会における事業者選定

- ・事業者選定にあたっては、企画提案会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記（5）に掲げる評価項目・配点に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。
- ・委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結協議を行う。
- ・なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
  - ①下記（5）に示す評価項目のうち「④ ターゲットに遡及できる広告デザインとなっているか」の合計点数が最も高いもの
  - ②上記①が同点の場合は、下記（5）に示す評価項目のうち「⑤ ターゲットに遡及出来るWEB広告媒体の選定となっているか」の合計点数が最も高いもの

## (5) 評価項目・配点

下記①～⑥の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

- ① 本事業を実施することができる業務実施体制であるか（5）
- ② ターゲットの分析が正確にできているか（15）
- ③ ターゲットに訴求できる広告デザインとなっているか（45）
- ④ 配信媒体の特性を分析した広告デザインとなっているか。（15）
- ⑤ 類似業務の受託実績があるか（10）
- ⑥ 神戸市内に本社または支店があるか（10）

## (6) 選定結果の通知

令和4年5月27日（金）に、企画提案会の出席者全員に結果を通知予定。

## 7. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
  - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
  - ② 提出物に不足があるもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ⑤ 提案するデザインが、オリジナルでない又は他に採用されているもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 8. 問い合わせ及び書類の提出先

住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館5階）

神戸市福祉局政策課 担当：平井・吉村

電 話：078-322-5195

電子メールアドレス：[fukushikeiri@office.city.kobe.lg.jp](mailto:fukushikeiri@office.city.kobe.lg.jp)

令和3年度子ども・若者ケアラーSNS等WEB広告事業(実績値)

LINE広告	表示回数	クリック数	クリック率
6月	1,288,595	3,856	0.30%
7月	1,980,871	5,417	0.27%
8月	1,214,112	3,455	0.28%
10月	535,535	1,025	0.19%
<b>平均</b>	<b>1,254,778</b>	<b>3,438</b>	<b>0.26%</b>

Google (& Yahoo) 広告		表示回数	クリック数	クリック率
8月	Yahoo!検索	3,194	258	8.08%
	Yahoo!ディスプレイ	567,157	406	0.07%
	Google検索	338	45	13.31%
	Googleディスプレイ	1,897,003	11,758	0.62%
9月	Yahoo!検索	3,663	285	7.78%
	Yahoo!ディスプレイ	582,436	382	0.07%
	Google検索	372	48	12.90%
	Googleディスプレイ	1,129,862	7,063	0.63%
10月	Yahoo!検索	3,762	298	7.92%
	Googleディスプレイ	368,404	2,286	0.62%
11月	Yahoo!検索	3,602	267	7.41%
	Googleディスプレイ	674,593	4,112	0.61%
12月	Yahoo!検索	3,281	257	7.83%
	Googleディスプレイ	582,631	3,662	0.63%
1月	Yahoo!検索	4,291	285	6.64%
	Googleディスプレイ	813,649	5,633	0.69%
2月	Yahoo!検索	2,776	195	7.02%
	Googleディスプレイ	988,243	7,926	0.80%
3月	Yahoo!検索	1,825	111	6.08%
	Googleディスプレイ	924,939	8,542	0.92%
平均	Yahoo!検索	3,299	245	7.35%
	Yahoo!ディスプレイ	574,797	394	0.07%
	Google検索	355	47	13.11%
	Googleディスプレイ	922,416	6,373	0.69%

誰かを支えて

頑張るあなたを

支えたい。

*We are here  
to make you smile.*



家族のケアやお世話をしている「ヤングケアラー」は、20人に1人とされています。

家族のこと、自分のことで悩んだら、気軽にご相談を。

## 子ども・若者ケアラー相談・支援窓口

場 所 神戸市立総合福祉センター 1階  
開 所 時 間 月曜～金曜：9時～17時（土日祝、年末年始を除く）  
電 話 番 号 078-361-7600  
メールアドレス carer\_shien@office.city.kobe.lg.jp



**KOBE**   
UNESCO City of Design

発行：神戸市



## こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）とは

「ヤングケアラー」とは、障がいや病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

一般的に「ヤングケアラー」は18歳未満の子どものみを想定していますが、神戸市では、就学前児童から20代の方を「こども・若者ケアラー」として、支援していきます。

## どんな悩みを抱えているの？

- 宿題をしたり、勉強する時間が十分につくれない
- 寝不足で学校を休んだり遅刻してしまう、授業に集中できない
- クラブ活動が十分にできない、修学旅行に行けない
- 友達と遊ぶ時間が少ない、もっと自分の時間が欲しい
- 友達や先生に家族のことを話さずらい、誰にも相談できず孤独を感じる
- 希望する進学や就職が難しい
- 学業や仕事と、家族のケアの両立に疲れてきた、休みたい

ひとりで抱え込まないでね

## こども・若者ケアラーに気づかれた方へ（神戸市からのお願い）

自分自身が『こども・若者ケアラー』であるということ子どもや若者が認識するのは難しいとされています。また、半数以上の『こども・若者ケアラー』が自分の悩みを周囲の誰にも話していないという調査結果も出ています。地域活動や仕事等を通じて、「もしかしたら、こども・若者ケアラーかもしれない」と感じたときは、是非、こども・若者ケアラー相談・支援窓口にご連絡ください。

We are here to make you smile.